

## 新型コロナウイルス感染拡大防止にかかるスポーツ施設休業補償の考え方について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、区立スポーツ施設の利用を休止していた期間中の指定管理者に対する休業補償の考え方について、下記のとおり報告する。

### 1. 対象施設

- (1) 中野体育館
- (2) 中部・南部スポーツ・コミュニティプラザ
- (3) 鷺宮スポーツ・コミュニティプラザ
- (4) 運動施設（哲学堂公園運動施設、上高田運動施設）

### 2. 対象期間

令和2年4月1日～6月30日

### 3. 対象項目及び補償内容

- (1) 団体利用  
過去の同月実績から、対象期間内の同月収入額の差額分
- (2) 教室・イベント事業  
(1)に同じ
- (3) 個人利用（プール、トレーニング室、個人開放）  
(1)に同じ

### 4. 補償から控除する経費

- (1) 人件費  
施設の利用休止及び開館時間短縮に伴う減額分
- (2) 教室・イベント経費  
事業未実施に伴う講師料等の減額分
- (3) 広告宣伝費  
事業未実施に伴う所要経費の減額分

### 5. 参考

令和2年度予算において、予備費を充用した令和2年2月21日から3月31日までの間の休業補償額は、10,373千円である。